

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		総合相談事業						予算事業名		総合相談事業費			
予算科目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	介護保険法				
			03	03	01	1104	経常経費						
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり 地域包括ケアシステムの構築						事業の区分	主要事業					
							担当課係等	介護福祉課 地域ケア推進係					
事業期間		継続 (平成19年度～令和 5年度)											
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、保険・医療・介護・福祉サービスが一体的、総合的に切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指す。						介護保険法に定められている。							
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】						【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】							
日常生活圏域毎の3箇所に委託型地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、必要な保健・医療・福祉サービスを提供する機関又は制度へスムーズに繋ぎ、継続的にフォローするための相談窓口となる。 ・地域包括支援センターを3か所に業務委託し、包括的支援事業を実施する。 ・地域包括支援センターは、3職種 (保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士) を必ず配置する。						地域に住むすべての65歳以上の高齢者等。							
						【事業をとりまく環境の変化】							
						急速な高齢化、家族構成の変化や認知症高齢者の増加により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、3職種 (保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士) 連携による必要に応じた相談対応が求められる。							
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】					
包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所					
■事業費													
				R04年度		R05年度							
財源内訳	国	庫	支	出	金	24,255	24,255						
	県		支	出	金	12,127	12,127						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	26,618	26,618						
歳入計 (千円)				63,000		63,000							
歳出内訳	節 (番号 + 名称)		金額 (千円)		金額 (千円)								
	12 委託料		63,000		63,000								
歳出計 (千円) (A)				63,000		63,000							
伸び率 (%)						0.00							
備考		総合計画59P 予算書P298											

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R04年度	R05年度	R06年度
活動指標	総合相談窓口の設置数	ヶ所	目標	3.00	3.00	3.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス、南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果指標	相談対応延べ件数	件	目標	6,500.00	7,000.00	7,500.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス、南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	7,393.00	0.00	0.00
	実態把握及び継続支援件数	件	目標	1,000.00	1,000.00	1,000.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス、南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	1,038.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	地域包括支援センターは、介護保険法に基づき高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉サービスを総合的、継続的に提供し、包括的な支援を実施する必要がある、(必須事業)
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法により、市町村(委託可)が実施主体となり地域包括支援センターを設置する必要があると定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	令和3年度より地域包括支援センターの業務委託を社会福祉法人等に委託し、3か所の地域包括支援センターを設置している。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	介護保健法に定められた設置基準を満たし運営できている。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	日常生活圏毎に地域包括支援センターが設置され、65歳以上のすべての高齢者の相談窓口として機能している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	身近な相談窓口として、相談対応件数も増えている。また、高齢者の実態把握後の継続支援についても、居宅介護支援事業者と連携のもとに支援できる体制になっている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	各地域包括支援センターの年間事業計画に基づき、事業を進めることができている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
3か所の委託包括支援センターが設置され2年が経過した。より身近な相談窓口として、高齢者の様々な相談に対応し適切なサービスや制度につなぎ支援することができている。今後も、各包括支援センターの平準化と安定した業務運営の提供ができるよう後方支援していく。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
高齢者の身近な相談窓口として、各地域包括支援センターの業務が適切に、地域に根差した事業展開ができるよう点検評価を行い、後方支援していくとともに、より認知度が広めるための周知に取り組んでいく。 また、5年度で3年間の委託契約が終了となるが、地域に定着している3か所の地域包括支援センターが、引き続き高齢者の包括支援事業が実施できるようにしていく。			

■方向性

1次評価(1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) <input type="checkbox"/> 拡充(人・モノ・カネ等の拡充) <input checked="" type="checkbox"/> 改善改革しながら継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続(改善・改革なし) <input type="checkbox"/> 統合・新規事業への展開 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止・終了 <input type="checkbox"/> 予定どおりの要求 <input type="checkbox"/> 一部改善の上要求 <input type="checkbox"/> 今回は見送り <input type="checkbox"/> その他の処置
方向性の具体的内容 市内3圏域に配置された地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者や家族からの多様化・複雑化した相談等に対し、適切な支援を行うため、関係機関と連携し対応していく。
2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) <input type="checkbox"/> 拡充(人・モノ・カネ等の拡充) <input type="checkbox"/> 改善改革しながら継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続(改善・改革なし) <input type="checkbox"/> 統合・新規事業への展開 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止・終了 <input type="checkbox"/> 予定どおりの要求 <input type="checkbox"/> 一部改善の上要求 <input type="checkbox"/> 今回は見送り <input type="checkbox"/> その他の処置
企画調整会議の意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入) 上記評価のとおり